

第219回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和6年2月5日（月）午後1時30分～午後2時30分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、酒井美月委員、高瀬達夫委員、田川賀子委員、
宮入賢一郎委員、柳沢 厚委員、柳町晴美委員、
藤巻浩之委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 関口 広喜）
信夫隆生委員代理（関東農政局地方参事官 滝沢 将史）
- ・欠席委員：中條由規委員、堀内優香委員、山村 弘委員、丸茂岳人委員、西沢利一委員、

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

定刻となりましたので、ただ今から第219回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中またお足元の悪い中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の木下弘志と申します。よろしく願いいたします。

はじめに委員の出席状況について御報告いたします。現在、御出席いただいております委員は9名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

なお、中條由規委員、堀内優香委員、山村弘委員、丸茂岳人委員、西沢利一委員からは、欠席の旨あらかじめ御連絡をいただいております。また、大上俊之委員からは約10分程度遅れるという連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆さまに事前に郵送いたしました資料は4種類でございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1部、その他資料集が1部の4種類を事前に郵送しております。また、本日お配りいたしました資料として「当日配布資料」が1部ございます。資料の確認につきましては以上でございます。不足などがございましたら事務局までお申し付けください。

次に、代理出席の方について御報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長 藤巻浩之様の代理で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長 関口広喜様でございます。次に、農林水産省関東農政局長 信夫隆生様の代理で農林水産省関東農政局地方参事官 滝沢将史様でございます。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆さまが発言を希望される際は、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通して御発言くださるようお願いいたします。

本日は法定審議案件1件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが長野県附属機関条例第6条の規定により「会長が議長となる」とされていますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

みなさん、こんにちは。それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員を指名いたします。柳町晴美委員及び池森梢委員をお願いいたします。

(2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。

(事務局：都市・まちづくり課 橋本主査)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の橋本悠介と申します。よろしくお願いいたします。本日は傍聴者がおりますので報告をさせていただきます。本日の傍聴者は1名でございます。受付にて住所、氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して静粛な傍聴をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お配りしております「当日配布資料」の5ページを御覧ください。令和5年11月20日に開催しました第218回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号および議第2号につきましては、記載のとおり告示および許可予定となっております。

以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただ今の事務報告に関して何かご質問等ございますか。よろしいですね。

(3) 議案審議

議第1号 山ノ内都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について

(柳沢議長)

これより議案審議に入ります。本日の審議案件は1点でございます。長野県から付議のありました「議第1号 山ノ内都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について」では説明をお願いします。

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

建築住宅課の土屋剛と申します。私から御説明をさせていただきますが、説明につきましては着座にて失礼いたします。

私から議第1号を説明させていただきますが、その前に参考資料1をお開きいただければと思います。こちらについては、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域、通称「白地地域」における規制に関する県の方針等について、こちらの資料を使って御説明をさせていただければと思います。

白地地域は当初、容積率400%、建ぺい率70%と制限が弱く、大規模な店舗等が乱立するなど事例が散見されたために、平成13年に無秩序な開発等の抑制をするため都市計画法が一部改正されました。そこで、白地地域においても以下の表の範囲で制限を定めることとされたところでございます。この制限における県の方針につきましては(2)に記載のとおりですけれども、左側の部分になりますけれども別荘地区域、低層住宅区域等の規制強化区域、それと右側、郊外幹線沿道等の規制緩和区域と、あとは、その真ん中の用途地域周辺区域、田園区域または既存集落区域等の一般地域と、この大きく3つのパターンによって土地利用の状況を踏まえて規制値を定めることとしております。それぞれの規制値の概要につきましては、次のページを御覧いただければと思います。

容積率と建ぺい率につきましては上の表になります。高さ制限につきましては道路斜線と隣地斜線からの斜線制限がございしますが、それぞれ記載しておりますので参考に御覧いただければと思います。

次のページは県全体の白地地域の決定状況でございます。本日は山ノ内町において御審議いただくこととなっており、黄色で示しておりますが、それぞれ指定状況は記載のとおりでございます。県における全体の状況は一番下の欄でございますけれども、規制強化の部分が59,476ヘクタールで約18%。規制緩和の部分が、右になります。10,859ヘクタールで約3%。一般基準が252,243ヘクタールで約80%を

占めている状況でございます。

それでは、議第1号に戻っていただければと思います。「山ノ内都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について」でございます。

次のページ、議1-2をお開きください。山ノ内都市計画区域における白地地域のうち、用途地域の変更、こちらは町決定として山ノ内町の都市計画審議会により審議され決定されておりますけれども、これにより新たに白地地域となる部分につきまして建築物の形態規制を決定するものになります。表を御覧いただきまして、一番上が別荘地域、その下が低層住宅地域、その下が用途地域周辺区域、一番下が温泉保養地等区域となりますけれども、今回変更で用途地域周辺区域が15ヘクタールの増となることとなっております。

次の議1-3ページを御覧ください。山ノ内の都市計画図になります。山ノ内町は、山ノ内町役場および長野電鉄の湯田中駅が、この位置にございますけれども、その南に夜間瀬川、東側にずっと行きますと二手に分かれまして、上が横湯川、下が角間川となりますけれども、この河川の両側に湯田中渋温泉郷が広がっておりまして、おおむね、この部分に用途地域を定めております。それ以外が白地地域となっている状況でございます。今回変更となります部分は、横湯川と角間川に挟まれた赤色で囲った部分「島崎地区」というところになりますけれども、この地区は昭和48年に湯田中渋温泉郷に伴うレジャー施設や従業員宿舎等の建設を想定しまして住居地域と指定したあと、平成8年に第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域となっております。ただし、町の人口の減少に伴い新たに住居地の確保の必要性がなくなったこと、また、島崎地区の地権者全員から持続可能な農用地への再生の要望があったため、この地域を農業振興地域とするために白地地域に変更したいとするものでございます。約15.1ヘクタールを白地地域に変更しまして、用途地域周辺区域、そしてそれぞれ記載の規制値とするものでございます。

次の議1-4ページを御覧ください。山ノ内町の建築形態制限図となります。左側に今回の変更箇所および用途地域がございますけれども、その周辺および国道403号線沿いを用途地域周辺区域としておりまして、スキー場がある部分につきましては温泉保養地等の区域としております。それと右下のほうにございますけれども国立公園特別地域を低層住宅地域としておりまして、そのほかは別荘地域としていた状況でございます。

次の議1-5ページを御覧ください。その変更箇所の航空写真となります。今回変更する部分を赤く囲ってございますけれども、中を見ていただきますと、建物は道路周辺のところに一部と東側にちょっと固まりがある部分ぐらいで、ほとんどが農地となっており、農地が広がっている状況ということになってございます。

次の議1-6ページを御覧ください。用途地域界とその状況を示す写真でございます。北側は町道夜

間瀬線から25メートルの部分境界としておりまして、一部、①の写真に示すように、ちょっとへこんだりしておりますけれども、この部分は農地の筆界または法（のり）の肩部分を境界としている状況でございます。西側の写真につきましては、②の写真でございますけれども、これも法肩（のりかた）の部分を境界としている状況でございます。東側および南側につきましては、③④の写真のとおりでございますけれども、道路中心線または道路界を境界としている状況でございます。

次の議1－7ページを御覧ください。既存不適格率を調査した状況でございます。今回この地区に23棟の建物がございしますが、すべての規制に適合していることを確認しておりまして、それぞれ0％となっている状況でございます。

最後、議1－8ページを御覧いただければと思います。都市計画審議会等の概要になります。まず、窓口閲覧およびホームページの掲載についてですが、令和5年12月11日（月）から令和5年12月25日（月）まで行いましたけれども閲覧者は0名だったという状況です。

次に、計画案の縦覧につきましても同日に行っておりますけれども1名の縦覧者がありましたが、意見等はなしであったという状況です。最後に都市計画審議会の状況でございます。これは山ノ内の都市計画審議会ですけれども、令和6年1月22日（月）に行いまして、審議結果として問題なしという回答を得ておるところでございます。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（柳沢議長）

ただ今の説明に関しまして御意見と御質問がありましたらお願いします。

それではちょっと私から。境界が少し不規則なところがあるんですが、これはただあれですね、用途地域の廃止自体は町の決定なので、廃止されたあと、どういう制限にするかというのは県の役割となっちゃってるんで、この境界線がおかしいという議論は、参考意見としてはあり得るけど、ここで議論をする対象では一応ないと、そういう理解ですね？いいですね？

（事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長）

はい。

（柳沢議長）

はい。ではその上でちょっと伺うんですけど、北側になるのかな？図の上側の境界線が道路から一定の距離にしばらく行って少し左のほうで不規則になりますが、これはあれですか、従前の用途地域の境もこの状態だったということですか。

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい。用途地域の境につきましては、一律25メートルということで道路から25メートルだったんですけれども、今回その境界、白地に変える部分につきましては農地がここに広がっておる状況がございまして、その農地部分を今回のこの白地地域に含めたということで伺っております。

(柳沢議長)

なるほど。膨らんだところがなくてへこんだだけだっということだね？

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

用途地域のほうから見るとね。

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

わかりました。いかがでしょうか。制限内容も従前とまったく同じということなので、実質的な問題はなさそうですけれども。

(宮入委員)

よろしいですか。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。ありがとうございます。ちょっと関連する質問になるかどうか自信がないんですが、1点お聞かせいただきたいんですが、既存の住宅が23棟あるというお話でしたんですけれども、既存不適格ではありませんという御報告をいただきました。計画変更に伴って、例えば水道とか下水道とか、そ

ういうインフラの維持管理ですとか、何かそういった面で不都合が生じることはありませんかということ
を質問させていただきます。よろしくお願いします。

(柳沢議長)

どうぞ。

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

このことに関しまして、白地が変わることによってインフラのほうについて不都合ないということで
お伺いしております。

(宮入委員)

最近も震災とかあったりとか、いろいろと関心事だと思いますので、是非、支障がないようにしてい
ただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい、わかりました。

(柳沢議長)

ここ下水道はどうなっているんだっけ？

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

山ノ内町さんから、発言させていただいてよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(山ノ内町建設水道課 成澤計画監理係長)

山ノ内町建設水道課の計画監理係長をしております成澤と申します。下水道につきましては、この住
宅があるところ、これを取り込んで一部この田んぼになっているところを通過してまた道路に出て行くと、
そういう下水管の状況になっています。

(柳沢議長)

公共下水道をやっているんですね？

(山ノ内町建設水道課 成澤計画監理係長)

はい、そうです。

(柳沢議長)

それで、今回廃止するところも住居があるところはまだ管路は、いっているということですか。

(山ノ内町建設水道課 成澤計画監理係長)

そうです。

(柳沢議長)

はい、わかりました。ほかにはいかがでしょうか。決定は同時にやるんだよね？廃止とこの制限の設定と。

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

同時にやるということで。

(山ノ内町建設水道課 成澤計画監理係長)

そうです。

(柳沢議長)

よろしいですか。よろしいのを前提にちょっと勉強のために聞かせてください。

最初に説明のあった参考資料のほうですが、参考資料の1ページ目で一番下に基準が書いてありますね。基準の上の欄で土地利用状況というのに何とか区域、何とか区域とありますが、これは定義があるんですか。それとも、そういうような場所であればこういう取り扱いにするんだというので、そういうような場所かどうかは個別に判断するという、そういう考え方ですか。どちらですか。

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

それぞれ土地利用の状況がございますということもございまして、それぞれ指定するときはその利用状況から判断していただくということで、一応、羅列させていただきましたけれども、このような中から選んでいただいて決定していただければということでお願いをしている状況でございます。

(柳沢議長)

今回の対象は、この中で言えばこれに該当するかな？というように、この中から探して選べという、そういう感じですか。

(事務局：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

そうです。はい。

(柳沢議長)

わかりました。だいたいわかったかな。ほかによろしいですか。

では御発言がなければ採決をしたいと思いますが、採決については、いつものことですけれど、反対意見が意見書として出ていないということと、皆さんから異論がないという場合には簡易採決ということになります。

それでは採決をさせていただきます。原案どおり決するというに御異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

よろしいですか。では原案どおり決定いたしました。

(4) その他 茅野都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは次に、その他がございます。「茅野都市計画道路の変更について」事務局から説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の松林純一と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

本日は、茅野都市計画道路3・4・4号観音通線につきまして、変更案の説明と現在の手続きの状況について御報告させていただきます。私の後ろには茅野都市計画になりますので茅野市の都市計画課の方にも同席していただいております。

それでは、その他の資料1を御覧ください。3・4・4号観音通線の概要について御説明いたします。1ページ目には概要および総括図を掲載しております。総括図を拡大した図を2ページ目に示しておりますので2ページ目を御覧ください。本路線は茅野駅東口交差点を起点として3・6・18号玉川線との交差を経て国道152号である3・4・3号山ノ手線との交点を終点とする延長約1,870メートルの幹線街路でございます。本路線は、主に3・4・3号山ノ手線や3・5・12号八束張通線と併せて、茅野駅の東側に広がる市街地の交通を適切に処理し、都市生活者の利便性向上ならびに良好な都市環境を確保するため昭和33年に都市計画決定され、昭和35年には都市計画事業認可を受けて、茅野駅東口交差点から市役所東交差点の間約870メートルにおいて幅員16メートルで整備を進め、昭和43年に本区間の整備が完了したところでございます。今回変更する区間は総括図の黄色線と赤色線でお示ししている区間になります。

続きまして3ページを御覧ください。今回変更案の作成に至った経緯を御説明いたします。地域の活性化のために未整備の観音通線の在り方を含めて、どういった整備が望ましいかを検討するため平成25年に歴代の区長経験者で構成される「本町まちづくり委員会」が発足されました。

平成26年から平成27年には茅野市にて都市計画道路の3案比較を行い本町まちづくり委員会へ報告を行いました。3案比較の一つ目は既決定のまま整備を行う。二つ目は本町商店街を活用する本町商店街利用案。こちらは県道である茅野停車場八子ヶ峰公園線に都市計画道路を振り替えるものです。三つ目は本町中通りを活用する本町中通り利用案。こちらは市道に都市計画道路を振り替えるものです。

その後、平成28年12月に本町まちづくり委員会では、商店街通りの整備をまちづくりの要とすることが提案され、区内回覧にて県道への振替案が提案されました。また平成29年には区民を対象とした懇談会を2回開催し、同年10月には本町区臨時総会を開催し、観音通線を本町商店街の県道に変更し本町区内の道路整備と街並み整備を併せて実施する整備方針を決議しました。

平成30年には、まちづくりワークショップを計3回実施し、茅野市としては道路概略設計を実施しました。また令和元年には地権者を対象としたアンケート調査を実施しております。令和3年10月には茅野市による道路計画、測量の着手等について地元説明会を開催しております。その際には諏訪建設事務所も同席しております。令和5年5月には茅野市にて都市計画変更案について地元説明会が開催されました。

その後、変更案にて茅野市から都市計画法第15条の2第1項に基づく案の申し出があり、県としては、この案を尊重し申し出の案のとおり都市計画変更することが適当と判断し都市計画の手続きを進めました。

続きまして4ページを御覧ください。お示ししておりますのが分割された計画図を1枚につなぎ合わせた図面となっております。既決定の区域をピンク色、変更区域を赤色、削除区域を黄色でお示しております。先ほど御説明しましたとおり、本町まちづくり委員会にて本路線の未整備区間の整備方針について県道茅野停車場八子ヶ峰公園線へ振り替える案となっております。なお、3・6・18号玉川線から3・4・3号山ノ手線間の未整備区間約350メートルについては、3・6・18号玉川線の整備完了に伴い代替機能が確保されたことから削除するものです。

図面左上の写真①に本路線の振り替え先である県道の状況をお示ししております。県道につきましては幅員が狭く円滑な交通処理ができていない状況です。また通学路として指定されておりますが歩道の幅員が狭く危険な状況であり、茅野市内通学路交通安全プログラムの中で対策箇所として歩道の拡幅が検討されております。さらに福寿院前交差点から粟沢橋交差点の区間では10年間で29件の交通事故が発生しております。

続きまして、資料はないのですがスクリーンを御覧ください。またタブレットも同じものを映し出しておりますが、お示ししておりますのは現況と計画案との関係性を計画図に示した図と線形を検討するにあたり、設計の基本方針とした3つのコントロールポイントをお示ししております。画面右下に表示のとおり赤色線は変更案、黄色線は廃止区間、黒色点線は現況道路となっております。

線形の検討では、現道を活用しつつ現況よりも道路線形をよくすることで走行性に優れた道路計画とすることを基本方針とし、福寿院前交差点、福寿院前交差点から粟沢橋交差点間、粟沢橋交差点の3つのコントロールポイントを設け検討しております。

1点目の福寿院前交差点では北側の市道の視認性を考慮した道路線形としております。2点目の福寿院前交差点から粟沢橋交差点までは走行性を考慮し直線的な道路線形としております。3点目は粟沢橋交差点では現道を活用しつつ滑らかに河川沿いの現道に摺り付ける計画としております。

お手元の資料4ページにお戻りください。図面左上の写真②に本路線の整備済み区間の状況をお示しております。こちらは幅員16メートルで整備済みとなっております、適切な交通容量が確保されていることがわかります。また自転車通行帯と植栽帯も設置されております。

図面中央上の写真③に本路線と接続する都市計画道路3・5・12号八束張通線の状況をお示しております。こちらは幅員12メートルで整備済みとなっております適切な交通容量が確保されていることがわかります。

図面左下写真④と⑤に本路線と接続する都市計画道路3・6・18号玉川線の状況をお示しております。写真④は粟沢橋方面を写しており幅員8メートルで概成となっております。写真⑤は国道152号方

面を写しており、幅員12メートルで整備済みとなっており適切な交通容量が確保されていることがわかります。

図面右下には県道の現況幅員と観音通線の計画幅員をお示ししております。現況幅員は8メートルと大変狭く、交通量に見合った車道幅員が確保できていないとともに歩行者空間も狭い状況です。計画幅員はすでに整備済み区間同様に16メートルとし、横断面構成も整備済み区間と同様2車線で各車線3メートルと、1メートルの自転車通行帯、0.5メートルの路肩、1メートルの植栽帯、2.5メートルの歩道の組み合わせとしております。

続きまして5ページを御覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本案件の手続き状況になります。先ほど御説明させていただきました変更に至った経緯と一部重複しますが、令和5年5月11日と令和5年5月12日に茅野市による地域の説明会を行い81名の方が参加されました。その後、都市計画法第15条の2第1項の規定により茅野市長から令和5年5月24日付で変更案の申し出があり、県としては、この案を尊重し申し出の案のとおり都市計画変更をすることが適当と判断し、都市計画の手続きを進めました。都市計画法第16条の規定による公聴会を令和5年8月27日に予定しておりましたが、公述の申し出がなかったため中止となりました。

続きまして6ページを御覧ください。スクリーンもあわせて御覧いただければと思いますが、令和5年9月29日から令和5年10月12日まで都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧を行ったところ、42名の皆さまより意見書の提出がございました。これを地域ごとにおける人数で見ますと茅野市内が33名。そのうち17名が沿線に関わる方々となっております。意見書の内容としましては「説明、周知、進め方について」「必要性について」「道路線形について」「補償等の説明について」などの御意見を多くいただきました。

また、説明、周知、進め方については、「地権者の合意が得られていない」「話し合いも積み重ねられてきていない」「反対意見について何の対応もされてきていない」「あくまで案としながら、ほぼ決定事項である」、としている等ございました。こちらにつきましては今後茅野市にて改めて地元の方々へ御説明を実施してまいります。

必要性については、「道を作らなければならないメリット、目的が見えてこない」「現時点では道路拡張が必要ないと考えるため賛成できない」等がございました。こちらにつきましては先ほどの説明と重複しますが、幅員が狭く円滑な交通処理ができていない状況であり、また通学路として指定されておりますが歩道の幅員が狭く危険な状況であること、福寿院前交差点から栗沢橋交差点の区間では10年間で29件の交通事故が発生していることから安全確保や円滑な交通処理が必要だと考えております。

道路線形については、「片側のみが土地を提供することに大変違和感を持った。両側に平等に負担してもらいべき」等がございました。こちらにつきましては先ほどの説明と重複しますが、コントロールポイントを抑えた上で線形検討を実施しております。

補償等の説明につきましては、「代替地や補償額等が明確に決まっているわけでもなく不安を感じている」等がございました。こちらにつきましては、事業実施にあたりまして補償基準に基づいて適正かつ公平に算定を行い事業者にて説明を実施してまいります。

現時点での見解を述べさせていただきましたが、縦覧期間終了後、多数の意見書そして内容を受け、変更案の申し出を行った茅野市から、利害関係者へさらに丁寧な説明を行った上で御理解を得ることとしたいとの申し出があったことから、当初予定しておりました令和5年11月の都市計画審議会への付議は延期としました。また茅野市にて令和5年11月6日から令和5年12月15日まで沿線住民の方々を対象に個別訪問の説明を実施してまいりました。現在茅野市にて個別訪問による説明の実施結果や寄せられた御意見等を整理しております。今後、地元説明会というかたちで地元へ報告していく予定となっております。また個別説明の中で問いをいただいている部分につきましても引き続き対応していく予定でございます。

これらの結果を踏まえ今後の方針を決めてまいりたいと考えております。

報告は以上になります。よろしく願いいたします。

(柳沢議長)

それでは御意見をいただきたいと思いますが、ちょっと確認ですけれど、今回国道まで延びているのを短くして県道に行くという案が変わった、その端的な理由はどういうふうになるんですか。こういうことでこういうふうにしたいという、その理由がよくわからなかったんで。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

現在の計画につきましては、観音通線の在り方を含めて、まちづくりとあわせて検討するための「本町まちづくり委員会」が発足し、その中で都市計画道路の3案比較を行った中で、現在の計画、市道への振り替え、県道への振り替えという比較をする中で現在の計画に至ったという状況でございます。

(柳沢議長)

よくわからないんですけど。要するに、費用がかかりすぎるということとか、難しくて時間がかかるのもう少し優しいルートを選ぶとか、何か理由があるでしょうか？

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

それにつきまして茅野市のほうで計画等を実施しておりますので、茅野市のほうから説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

はい。では市のほうでお願いします。どうぞ。

(事務局：茅野市 宮崎都市建設部都市計画課長)

茅野市の都市計画課長をしております宮崎と申します。私のほうから補足といいますか説明のほうをさせていただきます。説明にもあったんですけども現在の都市計画決定されている観音通線ですが、昭和33年に都市計画決定されたものでございまして、当時は茅野駅から車山高原ですとか白樺湖方面とか、そういった観光地に平日でも200往復くらいバスの利用があったという状況なんですけれども、そういったものも時代とともに現在変わってきておまして、今、駅から観光地への新たなアクセス道路の整備というのは必要性も低いという状況がございまして、それで、図面にもあるんですけども、国道152号山ノ手線という道路と、中通り線という既設の道路、それと今、都市計画変更を考えております一般県道茅野停車場八子ヶ峰公園線の3路線が既設でございまして、それプラス新しく道路の新設までする必要はないと考えて今回こういう変更案を作成したところでございます。

(柳沢議長)

交通需要が少なくなったので要らなくなる部分を考慮して、前のは廃止して、だけどこの部分はつながりたいので新たにつなぐ。そんな感じですよ？簡単に言うと。

(事務局：茅野市 宮崎都市建設部都市計画課長)

そうですね。はい。

(柳沢議長)

端的の理由がよくわからなかった。まあいいや、はい。皆さんどうぞ御質問。はい、大上委員。

(大上委員)

今の議長の質問ともダブるところがあるんですけども、①の現道の状況というのが黄色の廃止する道路ですよ？①の現道の状況という写真がありますよね？これが黄色の廃止する区間に相当するわけではないかと思うんですけど違いますか。

(柳沢議長)

これは県道だよ？

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

県道の現状の写真になります。

(大上委員)

勘違いでした。黄色の写真が①かと思ったんですけども。それだったら費用面でこっちの赤にしたほうが工事しやすいというのも一つの理由かな？と思ったんですけども、そうじゃないんですね。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうですね。

(大上委員)

わかりました。失礼いたしました。

(柳沢議長)

どうぞ御遠慮なく。どうぞ高瀬委員。

(高瀬委員)

ちょうど今モニターに映っているところですが、やはりこういう変更するときというのは、ちょうど交差部のスタート地点とか終点とかのところの処理の仕方というのが、もともと考えていたのを、このS字に曲げていくとなるとおそらく、例えば、この赤から北のほうに抜けていく線をどんなふうにするのかというのは、何か設計図が、左上のところが設計図ですかね？これはすると、やはり上側のところですぐ二股に分かれますよね。S字になってすぐに二股。こういうことはよく起こりがちなんですけども、このところは、これは横断歩道ということは一方通行になるということでもいいんですか。この細い道。細いほうも行けます？そうするとやはり交通量次第なんでしょうけれども、その上側に上がっていく二股に分かれるところの出入りが危険な場合もあるので、その辺りを少し考えられた方が。例えば上の右のほうから、右折をするために待つとか。何かいろいろなパターンがありますけれども。その滞留で危なくなる場合もあるし、渋滞にはならないとは思いますが。何かそういう危険が少し増えてくるケースというのは多いので、その辺りを注意してやっていただけるといいかなと思います。

(柳沢議長)

この福寿院前交差点ってどこですか？図の。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

今ちょうどスクリーンで①と示しております交差点になります。

(柳沢議長)

今の御指摘は、この交差点のところは少し注意したほうがいいという御主旨のようですが、わかりましたか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。先ほど御指摘がありました二股に分かれている上の道については現状、一方通行とかいった、そういった処理を考えているわけではございませんので、確かに交差点に近い状況になりますので、その交通処理状況等は今後考えていく必要があるかと思えます。

(柳沢議長)

よろしいですか。

(高瀬委員)

検討していただければそれでいいです。

(柳沢議長)

ちゃんと考えてくれという。この今の赤い線は計画図？現状ではないよね？計画図なんだね？この部分。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。計画になります。

(柳沢議長)

そうすると、何か、北側の都市計画道路ではないところも手を加えていくわけね？同時に。現道がぶつかっている、その割と太い現道も手を加えるわけね？

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

この交差点の影響範囲につきましても、これを実施する際には影響の範囲まで実施することになるかと思えます。

(柳沢議長)

この部分を計画で一部膨らまして書くとか、そういうことはあり得ないの？これは要するに計画とは別に事実上やりますと言っているんだよね？

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうですね。はい。

(柳沢議長)

都市計画道路がこういうふうに来ているわけでしょ？その隅切りのようなところだけちょっと膨らまして都市計画道路として、それも一応計画決定しておくという手もあるけれども。あえてそれはやる必要はないと考えている？市のほうから答えてもらっていいですけど。どうぞ。

(事務局：茅野市 宮崎都市建設部都市計画課長)

今の会長さんのお話しですけども、会長さんのおっしゃるとおりで隅切りまでは都市計画決定はしない予定です。

(柳沢議長)

してないね。だから、でも隅切りはするんだよね？

(事務局：茅野市 宮崎都市建設部都市計画課長)

はい。そうです。摺り付けする予定にしております。

(柳沢議長)

特に問題はない？税制なども問題ないんだね？都市計画決定してあれば用地買収のときに措置がされるけど、別にそれは普通の道路整備の場合も問題なくおけるんだっけ？

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうですね。確かに設定していない場合には用地に問題がある場合に、こちらの収用の範囲にはならないんですけども、通常の摺り付け範囲というかたちで事業の中では実施することはあります。

(柳沢議長)

新たな用地買収は伴わないの？この赤いラインは。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

影響範囲で用地買収が伴うことにはなりません。

(柳沢議長)

あまり細かいことを言う必要はないけれど。現道の部分も用地買収が伴うのであれば、できるだけ計画決定の対象を膨らましてやるという手もあるんじゃないの？って言ってるの。そういう必要がなければ別にやる必要はないけれど。はい、どうぞ。

(事務局：茅野市 岩崎都市建設部長)

茅野市の都市建設部長をしております岩崎と申します。よろしくお願ひいたします。今回の交差点の部分につきましては、左から右に行っている路線、これについては、いわゆる都市計画道路としての一連とした道路というかたちの中になります。この交差点から下のほうに行っている路線、これについては市の都市計画道路、これが八束張通線という道路があります。こういう都市計画道路と都市計画道路がくっつく部分については都市計画決定とされていきます。その上の部分の現道のついでに今の赤い線については交差点改良という中で、当然この交差点をやる上で用地買収が必要になってくる場合もありますし、これはその道路の工事の事業の中で整備をしていくものでございます。それはただここで、あくまでも今回の右から左、左から右の観音通線といわれる都市計画道路を一つの一本の道路というかたちで考えるので、今回のその隅切りのほうまでは決定路線の着色はしていないというだけのことでございます。

(柳沢議長)

いや、だから着色はしていないはわかっているの。する必要がないのか、しようとしても本来そういうのはやらない部分になっているのかって聞いているの。やらないことになっているの？現道との取り合いの部分は。やってもいいんじゃないかと思うけど。都市計画決定としてそういう現道との取り合いは、もう隅切りのようなものを設けることはしないというやり方になっているんだっけ？どうぞ。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

今回、この図面の北側、上の部分になります、今回こちらの都市計画道路を廃止して、上の市道とい

うのは都市計画道路になっていないので、こちらにつきましては工事としては必要となってやるんですけれども、都市計画決定としましては、現在のとおり今の本線の部分までという決定で。

(柳沢議長)

だからそれはわかっていますよ。そういうふう書いてあるんだからわかってるけど。せっかく買収するのであれば、この隅切りのようなかたちで少し膨らまして都市計画決定をするというのはあるんじゃないのか。それはできないということになっているのかな？っていう質問だけど。宿題にしようか。どうぞ。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

都市まちづくり課の高野でございます。長野県の一つのルールとして都市計画道路の交差部分の、今交差の隅切りの話しですけれども、反対側の部分が都市計画道路ではない場合は基本的には隅切りを設けないかたちで都市計画決定をしております。

(柳沢議長)

一般的にね？

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい。

(柳沢議長)

だけど、例えば都市計画道路の突き当たりが現道だったりして、それを都市計画決定したときに、よく隅切りで膨らんでるのがあるけどね。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

隅切りの部分だけこちらの都市計画道路で持つという場合もありますが。

(柳沢議長)

だからそうしたらどうだって言っているの。では検討してください。できなければ別に無理してやる必要はないんだけど。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。

(柳沢議長)

はい、ほかには？これは、茅野市は未整備都市計画道路の見直しとかいうのは、別途やってたんですか？はい、どうぞ。

(事務局：茅野市 宮崎都市建設部都市計画課長)

見直しは済んでおります。

(柳沢議長)

その中でこれが浮かび上がってきたわけではないの？

(事務局：茅野市 宮崎都市建設部都市計画課長)

ではないです。当然その候補といいますか見直す中で見直していかなくてはいけないという話もあるんですけども、あとは、まちづくりといいますか地元の皆さんの意見等をお聞きする中で、地元で検討する中で今回上がってきたという、そういうことでございます。

(柳沢議長)

印象の話しで恐縮なんですけど、先ほど経緯を説明いただいたんですけど、いきなり要するに、この道路だけ、別に都市計画道路がネットワークになって存在しているのに、いきなりこの計画道路だけどうしようかっていうのが議題に上って話題になっているっていう、やや唐突な感じがあるんだけどね。何かやはり、まちづくり全体で、この地区どうしようかと議論している過程の中で、この都市計画道路は、この位置では問題があるっていうので、そこで浮かび上がってきたっていうのは、それもわかるんだけど。なんか先ほどのお話だと、最初から計画道路この一本をどうしようかって始まったように聞こえて、何かちょっと唐突なんだけど、そこは何か背景があるのかしらね？どうぞ。

(事務局：茅野市 宮崎都市建設部都市計画課長)

今のお話しなんですけれども、茅野市中心市街地活性化基本計画というのがございまして、そういう中で、本町通りにつきましても、その計画の中に入っておるといこともございます。そういったこともあって、あと地元でいろいろ議論していただく中で今回のような話しも一緒に出てきたといいますか。

基本的には市としても中心市街地活性化基本計画の中で、この地区も入っておりますので、もともと何とかしなければいけない地区だったといいますか商店街だったということでございます。

(柳沢議長)

まあ地元では、これは何とかしなければいけないと話題になっているんでしょうけど、こういうところに出てきたときに検討の背景があまりよくわからないと、いきなり道路のネットワーク全体の議論もなしにいきなりこれが出てくるのはちょっと唐突感が強いので、本番の説明のときには、ちゃんとそういうのを説明できるようにしてください。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい、わかりました。

(柳沢議長)

私ばかりしゃべって申し訳ありません。ほかに御指摘、御質問。はい、柳町さん。

(柳町委員)

それでは一つ質問させていただきます。3ページのところで、経過の検討についてかなり照会をされていたということはわかります。そこで地元説明会もあつたり地権者を対象としたアンケートもされているんですが、実際に都市計画案になりまして、それについての意見書がかなり出ているということで、都市計画審議会に付議するのは延期しているというような状況になっています。地元で検討していたことと実際の意見に乖離みたいな、地元の人御意見と検討していた方の検討結果とけっこう違っているような印象を受けますが、その点についてはいかがでしょうか。

(柳沢議長)

市のほうで？はい、どうぞ。

(事務局：茅野市 宮崎都市建設部都市計画課長)

今のお話しなんですけれども、意見書の中で説明ですとか周知の進め方ですとか、あと必要性についてとか、様々な御意見をいただいておりますけれども、そういった意見をいただいたということは市としてもちょっと説明が足りなかった部分もあるかなということで、改めてまた住民の皆さんに説明する機会を設けるようにしております。

(柳町委員)

検討していらっしゃる方は非常に熱心に検討されているんですが、一般の方は全然知らないということがよくあります。たぶんこれもそういう感じで実際にその沿線に住んでいる方がこういう検討がされているということを知らなくて、本当に唐突にこういう変更案が出てきたという印象を持たれているのではないかと、ということでございます。

(柳沢議長)

はい。ほかに御質問、御指摘等ございませんか。地元で説明の密度が低いよとか言われて、もう一回ちゃんと地元の理解を得るための手順を踏むということですので、その上で若干もしかしたら変更される可能性もあるのかな？どうぞ。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

現状ではちょっとそこまでの内容にはなっていないのですが、当然いろいろな意見をいただいておりますので、そういったところを再度説明していく中で今後の方針というのは決定していきたいと考えております。

(柳沢議長)

ということで、その説明がある程度落ち着いた段階でまた出てくるということになると思いますが、今の段階で何か御指摘があれば。よろしいでしょうか。どうぞ、酒井委員。

(酒井委員)

次に出てくるときにちょっと期待したいというか、わかるようにしてほしいなと思ったんですけど。一番最後のこちらの資料に入っていない資料の部分の測量して計画でこういうふうにと説明したとかいう部分が、経過の中で、本町区内の道路整備と街並み整備を商店街のそれに変更して併せて実施という、その部分の商店街の県道に移したという、その商店街の事情とかそういうのは今の資料では全然わからなくて、なおかつそこをやるだけではなくて道路整備や街並み整備というのが計画のところにどう入っているかみたいなのが、現状のものではわからないので、都市計画道路のそれにそこまできると言われればそれまでなんですけど、でもそういう経過があつてということであれば、そういうのもちょっと知りたいなと思うので、資料として入れていただけたほうがいいのかという気がします。よろしくをお願いします。

(柳沢議長)

なぜこの道路を変える必要があるかということの背景説明として、そういうまちづくりの上でのこの道路の持つ意味合いみたいなことをもう一回ちゃんとわかるように説明してくれと、そういうことだと思えます。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい、そのへん整理していきたいと思えます。

(柳沢議長)

はい。よろしいでしょうか。今日のところは。

はい。じゃあこれは、今日は報告案件ですので以上といたします。

それでは、これで本日の議事は終了いたします。事務局から連絡があります。

3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたり慎重審議いただきまして大変ありがとうございました。次回の開催日は本日お配りいたしました「当日配布資料」こちら6ページのとおり、令和6年6月上旬の開催を予定しております。先の日程で誠に恐縮ではございますが、委員の皆さまには本日お帰りの際、または2月16日金曜日までに事務局まで御都合をお知らせくださるようお願いいたします。

4 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは以上を持ちまして第219回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。